

指定登録機関において、犬猫の所有者情報の登録・変更等を担うシステム構築を行います。

1. 事業目的

犬猫のマイクロチップ装着義務化に伴い、所有者情報を登録等を円滑に行うシステムを構築。

2. 事業内容

- 動物愛護管理法改正（令和元年6月の公布から3年以内に施行）により、所有者明示等の観点から、販売される犬猫については、マイクロチップの装着義務化が予定されている。
- マイクロチップ装着後、所有者に係る個人情報を指定登録機関に登録する必要がある。

<本システムを利用して行う業務>

- 所有者情報の新規登録、変更登録
- 登録証明書の発行
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録制度とのワンストップ化
- 迷子になった犬猫の所有者情報の回答 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者
- 実施期間 令和2年～令和4年

4. システム構築イメージ

